

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年12月21日から6年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を19万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月21日から7年7月21日まで

私は、申立期間において、株式会社Aが経営する事業所に勤務した。毎月の給与は19万円から20万円ぐらいであったが、申立期間の標準報酬月額が8万円から9万2,000円とされているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成5年12月21日から6年10月1日までの期間について、オンライン記録では、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、19万円と記録されていたところ、6年4月26日付けで、5年12月21日に遡及して8万円に引き下げられていることが確認できる上、申立人のほか70人以上の厚生年金保険被保険者についても、同様の標準報酬月額の訂正処理が行われている。

また、滞納処分票により、株式会社Aが厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる上、申立人と同様に標準報酬月額の訂正処理が行われている同僚が所持する当該期間に係る給与明細書から、当該訂正処理前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成6年4月26日付けで行われた訂正処理は事実即したものと考へ難く、申立人について5年12月21日に遡及して標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た19万円に訂正することが必要と認め

られる。

一方、申立期間のうち、平成6年10月1日から7年7月21日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額、それ以前の標準報酬月額と比較して低額に記録されている。

しかしながら、前述の標準報酬月額の訂正処理が行われた日（平成6年4月26日）以降の最初の随時改定（6年6月1日）が行われている複数の同僚の給与明細書によると、6年6月以降において、オンライン記録の標準報酬月額を超える給与の支給額が確認できるものの、控除されている厚生年金保険料は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料であることが確認できる。

このほか、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から同年 8 月まで
私の結婚後の国民年金の加入手続及び保険料納付は、亡くなった義父が行ってくれていた。

申立期間以外の国民年金保険料は全て納付されているのに、申立期間の保険料が未納となっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「結婚後の国民年金の加入手続及び保険料納付については、亡くなった義父が行ってくれていた。申立期間以外の国民年金保険料は全て納付されているのに、申立期間の保険料が未納となっているので調査してほしい。」と主張しているところ、オンライン記録及びA市町村の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和 61 年 4 月 1 日に株式会社Bに係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、同年 9 月 22 日にC株式会社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの申立期間について、国民年金に加入した記録は無く、国民年金に未加入の期間となっていることから、申立人の義父は、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと推認される。

また、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び納付を行ったとする申立人の義父は既に死亡していることから、加入手続及び保険料納付の状況が不明である上、申立人の義父が、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 16 日から同年 10 月 1 日まで
A株式会社での雇用契約は、入社から退社まで一貫して、給与が 3 万 3,000 円という条件であったはずだが、申立期間の標準報酬月額が 2 万 4,000 円とされているので、3 万 3,000 円に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額について、「A株式会社との雇用契約では、入社から退社まで一貫して、給与が 3 万 3,000 円という条件であった。」と主張している。

しかしながら、A株式会社では、「申立人の申立期間の標準報酬月額については、当時の資料が無いため確認できない。」と回答している。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の標準報酬月額については、資格取得時（昭和 41 年 3 月 16 日）が 2 万 4,000 円、定時決定時（同年 10 月 1 日）が 3 万 3,000 円と記録されており、標準報酬月額を訂正した形跡はみられない。

さらに、A株式会社の当時の経理担当者は、「当時の給与額は、社長が、年齢や職歴等に応じて決定し、担当者が社会保険事務所（当時）に届け出た。また、経理担当者のほかに経理責任者がおり、チェック体制がしっかりしていたので、間違った届出が行われることはなく、届け出た標準報酬月額に見合う保険料を控除していた。」と述べている。

加えて、申立人の標準報酬月額については、申立人とほぼ同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得している女性 7 人の標準報酬月額よりも高額である上、申立人と同日付けで資格を取得している男性二人のうち一人は、「大学を卒業した男性の事務職でも、採用時の給与は 3 万円までいかなかった

た。」と証言しているところ、当該男性二人の資格取得時の標準報酬月額は、2万4,000円及び2万6,000円となっていることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月 26 日から同年 11 月 1 日まで
私は、A事業所B支所に、昭和 45 年 10 月 31 日まで勤務していたと記憶しているが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年 10 月 26 日とされているので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A事業所B支所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和 45 年 10 月 26 日とされているが、同年 10 月 31 日まで勤務したので、資格喪失日を同年 11 月 1 日に訂正してほしい。」と主張している。

しかしながら、A事業所では、「当時の人事記録が保存されており、申立人の退職日は昭和 45 年 10 月 25 日と記録されている。また、当時の出勤簿、賃金台帳、社会保険関係の資料については保存されていない。」と回答している上、申立人の同事業所に係る雇用保険の離職日も同日であることが確認できる。

また、申立人の当時の上司二人は、「申立人は記憶にあるが、勤務した時期等については分からない。」と述べていることから、申立人の申立期間における勤務実態について確認することができない。

さらに、申立人は、「勤務した最終日である昭和 45 年 10 月 31 日に職員旅行があったので、事務所の鍵を預かって一人で出勤し、次の就職先に行くためにその日の夜行列車に乗り、翌日に鍵を同僚に返送した。同年 10 月 31 日の午後 3 時頃、隣接するC事業所の所長から、同事業所の女性職員二人と共に食事を御馳走になったことを記憶している。」と主張しているところ、事務所の鍵を受け取ったとされる者は、病気療養中のため証言が得られない上、申立期間当時においてC事業所に勤務していた者は、「申立人について

は記憶に無く、一緒に食事をした記憶も無い。」と証言しているほか、当時の同事業所の専務理事(申立人は所長と認識)は既に死亡しており、証言が得られない。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。